

大阪府行政 AI エージェントコンソーシアム設置要綱

(目的)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と事業者等が協働して AI エージェントの現状を調査・分析し、今後の展開可能性について実証事業を通じて検討・推進することを目的として、大阪府行政 AI エージェントコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(活動)

第2条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) AI エージェントの構築・導入に関する共同研究
- (2) AI エージェントを活用した実証事業の実施及び成果のとりまとめ
- (3) 行政における AI エージェント活用指針の策定
- (4) その他、コンソーシアムの運営に関し必要な活動

(組織)

第3条 コンソーシアムは、府及び別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 コンソーシアムに会長を置き、府スマートシティ戦略部長をもって充てる。

(会議)

第4条 コンソーシアム会議（以下「会議」という。）に議長1名を置き、会長がその任に就く。

- 2 会議は、議長が招集する。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 4 議長は、必要に応じて構成員の中から理事を任命し、理事会を開催することができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(入会及び退会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得なければならない。また、入会にあたっては次の各号を満たすことを条件とする。

- (1) 第1条に定める目的に賛同すること。
- (2) 第2条に定める活動に参加すること。

2 構成員が退会をしようとするときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

(公表)

第6条 府は、コンソーシアムの活動内容を原則公表する。ただし、公表することが適切でない場合は、この限りでない。

(事務局)

第7条 コンソーシアムの事務局は、府スマートシティ戦略部に置く。

(任期)

第8条 コンソーシアムの構成員の任期は、コンソーシアムの終了日までとする。ただし、第5条第2項による場合は、その限りでない。

(会費・費用負担)

第9条 コンソーシアムの運営にかかる会費は徴取しない。

2 コンソーシアムの実証事業における必要経費は、各構成員が負担する。

(設置期間)

第10条 コンソーシアムは、令和9年3月31日までの運営とする。ただし、コンソーシアムの廃止が決定しない場合には、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 コンソーシアムの廃止は、会長が発議することができ、会議出席者の過半数の同意をもって決定する。

(秘密の保持)

第11条 コンソーシアムの活動において、知り得た技術情報、業務情報、個人情報その他の秘密情報については、第三者に漏洩してはならない。なお、コンソーシアムを退会した後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(別表)

アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
NTT 西日本株式会社
NTT ドコモビジネス株式会社
エヌビディア合同会社
グーグル・クラウド・ジャパン合同会社
KDDI 株式会社
公立大学法人大阪
株式会社 SHIFT
Sky 株式会社
Sparticle 株式会社
株式会社セールスフォース・ジャパン
ソフトバンク株式会社
TIS 株式会社
デル・テクノロジーズ株式会社
日本ヒューレット・パッカード合同会社
日本マイクロソフト株式会社
株式会社 FIXER
PwC コンサルティング合同会社
株式会社りそな銀行